

# 經濟論叢

第十七卷 第三號

---

- 經濟發展と計画化……………木原正雄 1
- 特別償却と損益計算の歪み……………高寺貞男 18
- イギリス定期船業の  
發達と海運政策(二)……………山田浩之 33
- 長浜縮緬機業の専売と株仲間……………三島康雄 56
- 

昭和三十六年三月

京都大學經濟學會

## 特別償却と損益計算の歪み

——その調整方法についての山下教授試案に關連して——

高 寺 貞 男

わが国では租税政策の手段である特別償却制度は、戦時中（一九三九年四月から一九四六年三月まで）と戦後（一九五一年四月から現在まで）を頭算すると、すでに一七年におよぶ長い歴史をもっている。したがって、この間特別償却制度を利用した企業は大企業を中心としてかなりの数にのぼるが、この場合特別償却制度の特典を享受した企業がその企業会計においておこなうべき会計処理（以下「特別償却の会計処理」という）に關する会計理論の側からの接近は最近までほとんど試みられなかったといつてよい。

ところが、アメリカでは右のような接近は、特別償却制度が「五カ年特別償却」として一九四〇年に実施されはじめから二年後に、すでに開始され、その後実態調査とそれにもとづく理論的研究が一貫してかさねられてきている<sup>1)</sup>。そして、特別償却の会計処理にかぎってみても、アメリカ公認会計士協会会計手続委員会の『アカウント・リサーチ・ブレイク』<sup>2)</sup>や全米原価会計人協会ブレイク中の「リサーチ・シリーズ」も数回発表されている。

では、特別償却の会計処理への接近における右のような日米両国間のいちじるしい差異はどうして生じたのであろうか。ここで、会計原則運動における日本の後進性に答えを求めるとは容易であらうが、もつとも現実的な理由は税務会計の減価償却と企業会計の減価償却との量的関係が日米両国でことなっているところに潜んでいると考えられる。周知のように、わが国では、つぎのように税務減価償却は企業減価償却に原則として一致することが要求され、「申告書調整」ができないものとされている。(ただし、企業減価償却が税法がさだめた最高限度に償却範囲をこえた場合には、かかる償却超過額は申告書において調整しなければならない。)

「納税義務ある法人は……その確定した決算に基き当該事業年度の課税標準たる所得金額及び当該所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。」(法人税法第十八条、第二十一条)「その確定した決算に基く申告」とは、株主総会の承認又は総社員の同意を得た計算書類を基礎として申告するのであるから、申告に当つて次のようなことに注意しなければならない。

(一)……減価償却の金額は、原則として株主総会の承認又は総社員の同意を得た金額に限るのであるから申告書において……減価償却の金額を増減することはできない。」(基本通達三一五)

このように、わが国では税務減価償却が企業減価償却と一致することを税法が要求しているから、企業が特別償却制度の特典を享受せんとする場合には、アメリカにおけるように自由に減価償却を計上することができず、特別償却制度によつて計算される償却額(以下「特別償却額」という)をあらかじめ企業会計に計上しておかねばならぬのである。この場合、普通償却相当額と特別償却額が普通償却相当額をこえる部分(以下「特別償却超過額」という)とを分離計上することはならぬ差支えない。税務当局は、戦後特別償却制度が再発足した当時においては、特

別償却超過額を普通償却相当額とともに製造原価に算入することを強制していたが、企業側の要望——たとえば、一九五二年一月三日の関西経済連合会「特別償却の原価外損失に関する意見」——にしたがい、特別償却超過額を「原価に算入せしめると、特例の効果がそれだけ減殺されることになる。そこで若干の論議はあるにしても、特例である点を重視して」<sup>4)</sup>一九五三年五月の棚卸資産評価の改正通達で「特別償却費のうち、通常の償却範囲額をこえる金額」を「製造原価に算入しないことができるもの」(基本通達一八〇の五)とした。その結果、特別償却制度を利用した企業の大部分は特別償却超過額を原価外損失(営業外費用)として処理している。<sup>5)</sup>他方、若干の企業——たとえば、川崎製鉄や住友金属など——は、税務当局が「法人が利益の処分として、固定資産の減価償却をなした場合において翌事業年度の期首において帳簿価額を減額したときには、減価償却をなしたものと認め、帳簿価額を減額しないときは間接法により減価償却をなしたものと認め」(基本通達二二三)ているので、特別償却超過額を利益処分による減価償却として処理している。<sup>6)</sup>

もちろん、右の二つの会計処理は、会計理論の側からみれば、明らかに不当なものである。しかし、それに代る適正な会計処理を提案してみても、それは税務減価償却は企業減価償却と一致しなければならぬという原則と衝突するから(かかる原則は少くとも特別償却制度を利用する企業には適用しないと税法が改正されないかぎり)、その実施は不可能となり、つまるところ徒勞に終つてしまう。ここに、わが国における特別償却の会計処理への理論的接近が立ちおくれた一つの重要な原因が潜んでいるのである。

(1) 高寺貞男「特別償却をめぐる企業利益の表示問題」、経済論叢、一九五七年八月号、九月号、参照。

アメリカでおこなわれている特別償却の会計処理は、法人「所得」税を費用として取扱う会計実務を前提にしているので、か

かる実務がほとんど存在しないわが国へは、そのままの形で導入することができないという点に注意しなければならない。

(2) 一九四四年二月の「会計研究公報第二三〇号」所得税の会計」中の「緊急施設の特別償却」、一九四六年一月の「会計研究公報第二七〇号」緊急施設」、一九五二年一月の「会計研究公報第四二〇号」緊急施設——減価償却、特別償却と「法人」所得税」。一九四六年一月の「調査シリーズ第六号」緊急施設の税務特別償却から生ずる会計問題」、一九四六年一月の「調査シリーズ第八号」緊急施設の戦後会計実務」。

(3) カナダでは、一九四九年に税務会計で控除をうけるためには「資本費用控除（税務減価償却）は勘定帳簿（元帳）に表示され、「財務」諸表に反映されなければならない」（所得税規則第一一〇〇条の四）という規定が設けられたが、会計士などが強力にそれに反対した結果、一九五〇年に修正され、一九五四年にいたりて廃止された。（Samuel A. Martin, "A Managerial Approach to Depreciation and Deferred Income Taxes," *The Business Quarterly of University of Western Ontario*, Spring 1959, p. 28.）なお、右のように税務減価償却を企業減価償却に制限する規定は「現在ブライット・トランス・オランダ、モネーデンなどでおこなわれている」（Sidney Davidson, "Depreciation, Income Taxes and Growth," *Accounting Research*, July 1957, pp. 202-203.）

(4) 湊良之助「棚卸評価の改正通達逐条解説」、産業経理、一九五三年六月号、九九頁。

(5) 右の改正通達が以前に、当時国税庁法人税課に所属していた武田昌輔氏は、それは別の根拠からではあるが、特別償却超過額は「原価外」とし「営業外損失として処理すべきである」（武田昌輔「税法における減価償却額の原因性」、産業経理、一九五二年一〇月号、一〇五頁）と主張し、つづいて、特別償却額が普通償却相当額以下となった場合「原価」として計上すべき償却額は普通償却相当額とすべきである。そして、それまでの超過引当金は「それ以降順次に取り戻されることとなるのである。」「もちろん、この場合の「超過引当金から振戻された」利益剰余金は課税されることを覚悟しなければならぬ」（一〇六頁）とのべていた。

(6) 一九五四年に当時川崎製鉄の主計課長であった前田寿氏はつぎのようにのべている。「従来原価として或は原価外損失として処理された特別償却費（超過額）を例えば、特別償却引当積立金の如き名称によりこれを当期利益の処分項目となすべきことを提唱せんとするのである。……特別償却を利益処分の形で行う場合一方における形式上の減価償却引当金制度との関連を

調節する必要がある。即ち税法は原価外性を認めるも、これが当期の損金として認められる為には税法取扱通達二二三、並に二〇八に於てこの償却が会社の帳簿上減価償却引当金が正しく設定せられていることを要求するからである。従つてこの為には決算財務諸表に於て当該特別償却費（超過額）に應ずる引当金を計上すると共に、他方同額は当期損失に計上せず、資産の部に減価償却引当金の見返勘定を設置して償却を要し、この見返勘定は税務申告の決算書に於ては一種の架空資産として自己否認を行い申告書除算すると共に会社帳簿上は株主總會終了日に利益処分による特別償却引当積立金を取り崩して相殺することが必要となる。（前田寿「鉄鋼界の經理実務上の問題点——企業合理化促進法による特別償却費の性格と其の經理処理に就いて、企業会計、一九五四年四月号、一五六—一五七頁）

なお「最近、証券取引法の有価証券報告書制度において、公認会計士の監査証明を監督し、報告書を受理する大藏省理財局の担当官は、税法の特別償却制度……のうち、特に初年度二分の一特別償却（「が普通償却相当額をこえる部分」）は、剰余金計算書で行うべきであるという行政指導を行うようになり」（竹内益五郎「加速償却と特別償却制度」、産業經理、一九六〇年一〇月号、一一〇頁）、つぎのような見解を発表している。「租税特別措置法による特別償却（超過）額の（利益剰余金計算書への）計上は、本来ならばそれ以後の事業年度に配分されるべき額を事前に一時に計上することになり、正しい期間損益計算の立場からは問題のあるものですが、監督証明の取扱上は特別の取扱いが認められておりますので、これを……剰余金計算書に計上すれば監査証明上は問題は生じないこととなります。」（浅地方年「利益処分による減価償却について」、企業会計、一九六〇年八月号、一五七頁）

## 二

ところが、昨年発表された『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する意見書』の第三「有形固定資産の減価償却について」がはじめて特別償却制度にたいする態度を明らかにするや、それを契機として特別償却の会計処理をめぐって論議がにわかにおこなわれるようになった。周和のように、連続意見書第三は「特別償却制度について

は、企業の適正な期間損益計算を阻害しないように配慮することが望ましい」と、特別償却制度を利用した企業が「正規の減価償却」をする前提条件として「減価償却の決定は確定した決算においてしなければならぬとする税法の建前を改めてもらうこと<sup>2)</sup>」を要望しているだけであつて、特別償却の会計処理についてはなんら積極的指示を与えず<sup>3)</sup>、むしろ会計専門家の論議をまつかっこうになつてゐる。したがつて、それを補う意味で、特別償却の会計処理についての試案が提出されたことはけだし当然といわなければならぬであらう。たとえば、山下勝治教授は企業会計原則連続「意見書の要望するところの課題は、実は「特別」償却制度それ自体をどうするかという問題としてではなく、むしろ、特別償却制度を前提として、その上で期間損益計算の適正化という問題を解決すべき財務会計の課題としてこれをうけとるといふ態度が重要なのである」(山下勝治「特別償却と損益計算の歪み——その調整方法についての試み」、産業経理、一九六一年一月号、二二頁。以下、引用する場合には、頁のみを記す。)という立場から、特別償却の会計処理についてつぎのような独自の試案を提出している<sup>4)</sup>。

「ここに特別償却制度の下で解決すべき財務会計の問題を考察する必要がある。その場合においては、少くとも次の諸点が合理的に解決されなければならないものである。

- イ、特別償却制度の下において、その期間損益計算の歪みを正し、これを適正化すること。……
- ロ、そうした方式の下で、固定資産の貸借対照表の表示が会計原則の要請に適合する形態をとること。……
- ハ、正常償却費と特別償却費(超過額)との分離が、勘定面に明確に表示されること。……しかも、原価計算上の正常減価償却費の範囲を明確化することが必要となる。……
- ニ、特別償却制度の下で期間損益計算の適正化方式を案出しながら、しかも、租税上の特別措置をうけるに必要

な諸条件を充たしうるものであること。……」（二三頁）「この方式の下で考えられる具体的な方向は次のようである。

(イ) 特別償却実施の事実を明りように表示するということは、貸借対照表上に、特別償却〔超過額〕に見合う引当金をこれをそのままの金額で明確に區別して表示すること。

(ロ) それにも拘らず、特別償却実施期間の損益計算から特別償却費〔超過額〕の計上を實質的に排除して、これを正常な損益計算の姿に引き戻すためには、借方科目としての特別償却費勘定を損益計算書に計上しないで、これを繰延資産化して、貸借対照表記載とする方式をとる以外にない。

上の(イ)の方式を採る場合、貸借対照表に表示される特別償却〔超過額〕に見合う「特別償却引当金」は、もともと利益から留保さるべき利益留保引当分の前取りとして理解する。……そして(ロ)の方式で貸借対照表借方に表示される「特別減価償却費」は当該年度が負担すべき正常な費用ではもちろんないので、これを繰延資産化して、その後の期間損益計算に漸次費用化し、もってその後の期間損益計算を適正にすることに役立つ。」（二五―二六頁）

「以上の構想から考えられる方法を、いま仮設例によって示してみる。……」

イ、特別償却該当機械の原価一〇、〇〇〇円

ロ、法定耐用年数は五カ年

ハ、初年度二分の一特別償却とし、定額法を採用する。

減価償却費計算例

ア、普通償却の場合 第一年度―第五年度各一、八〇〇円



b、特別償却の場合 第一年度五、〇〇〇円

(普通償却相当分一、八〇〇円)  
 (特別償却相当分三、二〇〇円)

第二年度—第五年度 各一、〇〇〇円<sup>(注)</sup>

以上の仮定による会計処理を仕訳によって示すと次のようである。

第Ⅰ年日	イ、減価償却費	1,800	減価償却引当金	1,800
	ロ、特別償却費	3,200	特別償却引当金	3,200
第Ⅱ年日	イ、減価償却費	1,000	減価償却引当金	1,000
	ロ、特別償却費償却	800	特別償却費	800
	ハ、特別償却引当金	800	減価償却引当金	800

第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅴ年日の仕訳は、上の第Ⅱ年日末の仕訳と同様。】(二三頁)

(注) 山下教授が示す初年度三分の一特別償却の二年目以降の計算は明かに間違っている。租税特別措置法中法人に關するもの取扱選擇二八にしたがい、附表に示すように計算すべきである。したがって、二年目以降の仕訳はつぎのように修正されねばならない。

第Ⅲ、Ⅳ年日	減価償却費	1,800	減価償却引当金	1,800
第Ⅳ年日	イ、減価償却費	400	減価償却引当金	400
	ロ、特別償却費償却	1,400	特別償却費	1,400
	ハ、特別償却引当金	1,400	減価償却引当金	1,400
第Ⅴ年日	イ、特別償却費償却	1,800	特別償却費	1,800

■、特別償却引当金 1,800 減価償却引当金 1,800

(1) 岡部利良教授はすでに数年前に「特別償却〔制度〕の問題に關しては、少くとも「企業会計原則の側から何らかの積極的な見解の表明があつて然るべきであろう」(岡部利良「税法上のいわゆる特別償却費の問題(二・完)——わが國におけるその性質と会計的処理の方法を中心として」、税経通信、一九五五年、六月号、五五頁)と主張していたが、今回の連続意第三はかかる主張をおそまきながらとりあげたものとみてよいであろう。

(2) 諸井勝之助「減価償却意見書の基本的考え方(白)、産業経理、一九六〇年八月号、四五頁。

竹内益五郎氏は「この意見書の主張は、特別償却〔超過額〕は確定決算の費用項目に計上しないで、利益剰余金の処分項目としても税法上これを損金と認めるべきものと考えられる。……〔しかし〕現在でも、利益処分による減価償却も一定の条件さえ充せばその損金性が認められることになつてゐるので、税法上の配慮を特に云々する必要がないことになる」(竹内、前掲、一一一頁)といつてゐるが、特別償却超過額を利益処分による減価償却として処理しても、問題の真の解決にはならない。また、竹内氏は「問題は、企業が、税法上の特別償却〔超過額〕を、なぜ利益剰余金の処分項目としないかという点にある。

……企業が税法上の特別償却〔超過額〕を損益計算書の費用項目とし、利益剰余金の処分項目としないのは、……〔特別償却制度は公正妥當な企業会計の基準であるとする〕見解をとるからである。……特別償却制度は適正な企業会計の手続でないといふように即断すべきものではないような気がする」(竹内、前掲、一一一頁)といつてゐるが、いかなる根拠を提出しても、かかる主張はまったくナンセンスである。

(3) この点について、馬場克三教授はつぎのようにのべてゐる。すなわち、意見書は「特別償却〔超過額〕が施行される各年度において、その過大分を後年度のために引当て、また特別償却〔超過〕時の税負担軽減と後年度の税負担加重との調整をとるための大体的方針だけでも示すべきではなかつたかと思ふ。」(馬場克三「減価償却に關する意見書の吟味」、税経セミナー、一九六〇年一月号、八頁)

(4) 山下教授の試案は、教授が参加した租研大阪大会円卓會議(1)「税法と企業会計原則連続意見書」(一九六〇年一月一日)での「特別償却制度が適正な期間損益計算を阻害しないよう配慮することが望ましい」と意見書において要望しておりますが、

……一種の利益の留保として制度上及び会計処理上明確にして期間損益を歪めない調整方法をとれば——例えば特別償却準備金の如くいったん特別償却〔超過〕相当分を別途に留保しておき、爾後一定の割合で普通償却引当金に振替えてゆく方法をとる如く——なんらかの調整を計れば良い」（日本租税研究協会「第十二回研究大会記録」、一九六〇年、三四〇頁）という発言を具体化したものと考えられる。

なお、山下教授の試案と基本的には同じ考え方に立つ試案がすでに平尾助教授によって案出されている。（平尾勇「企業会計と税務会計との調整の方向」、〔長崎大〕経営と経済、一九五九年六月号、九二—九四頁、参照。）

### 三

さて、以上要点のみをピックアップした山下教授の試案は、たしかに「期間損益計算の観点からは、特別償却制度の下で、そこにみられる特別償却費〔超過額〕の適正配分の効果を実質的に保証することによって、期間計算の適正化を期待する巧妙な方法」（二六頁）にはちがいないが、私はそれに賛成しかねるので、その基礎となつてゐる考え方にいくつかの疑問をさしはさみたいと思う。

まず第一に、教授は「租税上の特別措置をうけるのに必要な諸条件を充たしうるものであること」（二三頁）を心懸けながら、教授が導き出した会計処理はあきらかにかかる諸条件に合致していない。もつとも、このことは教授自身も部分的に認めており、「税法的（現行の）要請を十分に満足せしめない形式をとることになるかも知れない」（二五頁）とことわっている。だとすれば、税務減価償却は企業減価償却と一致しなければならぬという税法規定が廢止されるか、またはかかる規定は特別償却制度を利用する企業には適用しないと改正されることをはじめから前提として、所論を展開すべきであると思われる。そうした方が、矛盾なく所論を展開できたにちがいない。

第二に、教授は「貸借対照表上では、そこで実施された特別償却〔超過〕相当額を明りような形でこれを表示するという方式をとることによつて、現実には、特別償却制度を採用したという事実を明りように表示する工夫が必要となる」(二五頁)とくりかえし強調しているが、さきに指摘したように税務会計と企業会計は別物であるという前提に立てば、その必要はまったくないといつてよい。なぜなら、税務会計で計上する特別償却超過額は企業会計上の取引としての要件をなんらそなえていないからである。したがつて、税務会計に計上する予定となつている特別償却超過額をあらかじめ企業会計に持込んで、取引として処理することは、たとえ損益計算面にゆがみが生じないような工夫をこらしたところで、それは特別償却引当金勘定にたいして見返勘定をたてて備忘勘定を形成するのとはわけがちがうがら(もし、そうであつたら、脚注表示で充分なはずである)、部分であるにしろ税務会計と企業会計を混同する誤りをおかすことを意味する。そこで、かかる誤りをさけるためには、この場合何を企業会計の取引として処理すべきかが当然問題となるが、ここではそれに答えず、先に進むとしよう。

第三に、教授は「特別償却〔超過額〕は減価償却という形式で行う一種の利益留保の形式である」という「特別償却〔超過額〕のもつ本質ないし性格についての一貫した考え方を前提としている。」(二五頁)たしかに、特別償却制度の本質を把握して、その上で特別償却の会計処理を考案することは正しい接近法であるが、それは特別償却制度の本質が正しく把握されてはじめて意味をもつてくるものである。教授の特別償却本質観は特別償却超過額が企業会計で計上されるという大前提をおいて形成されている。さきにものべたように、税務会計上の特別償却超過額を企業会計に持込むことは、たとえ損益計算面にゆがみが生じないような工夫をほどこしても、明らかに税務会計と企業会計を混同することになる。だとすると、教授のように特別償却制度のもつ本質的性格を理解しては誤り

附表

(単位・円)

年次	(a) 初年度償却額	(b) 普通償却額	(c) 償却差額	(d) 課税所得差額	(e) 課税差額
1	5,000	1,800	3,200	△ 3,200	△ 1,280
2	1,800	1,800	0	0	0
3	1,800	1,800	0	0	0
4	400	1,800	△ 1,400	1,400	560
5	0	1,800	△ 1,800	1,800	720
5年間計	9,000	9,000	0	0	0

(注) 法人税率40%として算定した。

特別償却と損益計算の企み

であり、特別償却制度は税務会計で減価償却を加速化して企業に無利子の財政融資をあたえる一手段であると考えなくてはならない。いま、さきに引用した教授の仮設例をかりると、その場合課税所得額は附表d欄に示したように第一年度に三、二〇〇円減少し、第四年度一、四〇〇円、第五年度一、八〇〇円増加する。そして、法人税率が耐用年数の間四〇%の水準に維持されるならば、法人税は附表e欄に示したように、第一年度に一、二八〇円減税され、第四年度に五六〇円、第五年度に七二〇円増税される。いいかえると、第一年度に本来納むべき法人税が第四・第五年度まで繰延べて支払われ、結局課税が延期されたことになる。このように、企業は特別償却制度を利用すると、納税の延期ができるから、その間無利子で国家資金を使用することができる。無利子の財政融資をうけたと同じ効果が生ずるのである。したがって、企業会計ではこのような無利子の財政融資の借入・返済を、法人税の減税・増税の過程と組合せて、取引として処理すればよいこととなる。

第四に、教授の試案はたしかに「特定期間にしわ寄せされる特別償却費〔超過〕相当額……を全損益計算期間にわたって適正に配分することを保証する」(二六頁)が、それによると特別償却制度を設けて国家がせっかく企業にあたえた無利子の財政融資が、国家に返済される以前に(より具体的にいう

と、特別償却制度によって減税された法人税が、のちに増税の形で追徴されるまでに配当その他の形をとって、企業外に流出してしまふ危険なしとしない。そうなれば、無利子の財政融資を企業にあたえて、それを企業の成長に使わせるという特別償却制度の機能がそこなわれることは明らかである。もちろん、現在税法の要請にしたがい一般におこなわれているように特別償却超過額を営業外費用として処理すれば、特別償却超過額の四〇%に相当する法人税減税分のみならず、さらに特別償却超過額の六〇%に相当する企業の自己蓄積分とが、のちに課税所得と企業利益とが自動的に増加するまで、完全に企業内部に留保され、企業の成長のために使用される。しかし、この場合には、適正な期間損益計算が破壊されるという重大な欠陥が存在する。いや、そればかりではない。右のような会計処理は、法人税減税分の一・五倍に相当する自己蓄積を企業に強制して、特別償却制度にその本来の機能をはるかにこえる過大な役割を課すものである。

このように、現在一般におこなわれている特別償却の会計処理も、それに代るべく試みられた山下教授の示す会計処理も、適正な損益計算と無利子の財政融資の企業成長のための使用とを同時に保証するものとはなりえないのである。したがって、われわれはそれらとは異なる別個の会計処理によって、右の点を解決しなくてはならないのである。

- (1) 高寺貞男「アメリカにおける特別償却本質論」、経済論叢、一九五六年七月号、参照。

#### 四

では、適正な期間損益計算と無利子の財政融資の企業成長への使用という二条件を同時に満たすには、われわれ

はどのような会計処理をしたらよいのであろうか。この問題の解決の方向は、すでに前章で山下教授の試案を吟味する過程で、暗示しておいたので、以下ただちに私なりに考えてみた特別償却の会計処理を明らかにすることにしよう。特別償却制度を利用する企業は、税務会計で計上することになってゐる特別償却額をそのまま企業会計に受入れることなく、まず、毎年減価償却を普通償却相当額でもって計上する。つまり、つぎのような仕訳をするのである。(以下金額はすべて山下教授の仮設例によつてゐる。附表参照。)

第1, 2, 3, 4, 5年度 (借方) 減価償却費 1,800 = (貸方) 減価償却費 1,800

つぎに、特別償却制度によつて法人税が減税となる年度の利益を(翌年度に入つてから)処分する時、法人税の減税相当額を未処分利益剰余金勘定から「特別償却による無利子の財政融資勘定」という一種の長期負債勘定へ振替える処理をする。これを仕訳の形式で示すと、つぎのようになる。

第1年度 (借方) 未処分利益剰余金 1,280 = (貸方) 特別償却による無利子の財政融資 1,280

この場合、人によつては利益処分によつて長期負債が生ずることに疑問をいだくかもしれないが、特別償却制度によつて減税となつた法人税は企業がいつまでも勝手に使用しうる積立金ではなく、いずれ政府に法人税納入の形で返済しなければならない国庫からの借入金(政府持分)なのである。このことは、法人税を特別償却制度を利用しないで平常通り納入し、つぎに政府から特別償却制度による法人税減税相当額を借受けた場合を想定し、つぎの三つの仕訳が一つの仕訳に簡約化されたと擬制してみれば、容易に理解できるであらう。

(借方) 未処分利益剰余金 1,280 = (貸方) 法人税 1,280

(借方) 法人税 1,280 = (貸方) 現金または預金 1,280

(借方) 現金または預金 1,280 = (貸方) 特別償却による無利子の財政融資 1,280

以上のべたような会計処理をすれば、企業が特別償却制度を利用して政府からうけた無利子の財政融資（政府持分）は貸借対照表の負債の部に正しく表示され、かつそれが政府に返済されるまで企業の成長に使われる会計的保証もえられるのである。

そうして、法人税が増税となる年度の利益を（翌年に入って）処分する時には、法人税の増税相当額を「特別償却による無利子の財政融資勘定」から法人税勘定へ振替える処理をする。これまでと同じように仕訳の形式で示すと、つぎのようになる。

第4年度（借方）特別償却による無利子の財政融資 560 = (貸方) 法人税 560

第5年度（借方）特別償却による無利子の財政融資 720 = (貸方) 法人税 720

もちろん、この場合、未処分利益剰余金勘定から法人税勘定への振替額は、右の振替え額だけ少なくてすむ。

なお、無利子の財政融資は読んで字のごとく利子負担は全然生じないから、損益計算面においてなんら特別の会計処理を要しない。特別の会計処理をしなくても、（利子を支払わねばならない通常の借入金金融の場合と比較して）利子費用が節約される分は損益計算に自動的に反映する。

以上のような私の考案した特別償却の会計処理は特別償却制度を利用した企業における適正な期間損益計算と資産・持分計算を保証し、それと同時に当該企業が政府からうけた無利子の財政融資が企業成長に使用されることも保証するものである。私の案出した会計処理によれば、特別償却制度にその本来の機能をはたさせながら、それが及ぼす悪影響から企業会計を守って、企業会計の適正化と企業財務の強化の同時遂行ができると考えられる。